

(別紙2)

審査結果の要旨

氏名 松澤裕作

本論文は主に 1860～80 年代を対象とし、東京都、埼玉県地域の史料と中央の政策立案に関する公私の文書を利用し、地域を本質的に不安定性を持ったものにとらえた上で、近代的な地方制度の形成とその意味を論じる。当時の地方体制については、近世史研究では地域社会論、近代史研究では地方制度史研究と時期により異なる観点からの研究が主流であった。近年、その接続を意識した研究もなされているが、本論文は農村部を対象とした実証的な検討に基づき、廃藩置県を挟んだ幕末から明治前期までを見通して一貫した観点で地方体制の変容を論じた点で、この分野での近世近代移行をとらえた初めての本格的な研究である。さらに、細分化された近代史研究の各分野での重要な問題、たとえば近代政治史で基本的な概念となっている「地方利益」がある時期に政治の世界にたちあられる事情や、民衆運動史研究で民権運動と性格が異なると指摘された負債農民騒擾の影響などを地方制度に即して説明し、これら各分野の研究成果を相互に関連させて近世近代移行期の全体的な歴史像の再構築を試みるのが特色である。

論文は幕末から明治 10 年前後までを扱う第一部「近世社会におけるヘゲモニー危機」と、その後の約 10 年間を扱う第二部「近代的な地方制度の形成」からなる。第一部では、近世期と断絶した印象を与える大区小区制が、実は近世期の改革組合や支配所組合と同じ、村々にとって支配への対応に有意義な機関である村連合として成り立っており、近世期と連続した、貢納の村請制を担う村に基盤を置いた体制であったとする。村をこえて利害を共有するシステムが存在しないことは、明治初年の備荒貯蓄制度や勸業政策を制約した。これに対して区長や戸長となった有力農民は、天保期以来、領主の「御救い」が後退して富裕者に村内の困窮者救済が命じられて村内でゼロ・サム的な関係が生じていたため、現状の変革を求め、開明路線に積極的であった。第二部では、明治 11 年の三新法が府県会とそこで審議される地方税の創設によって、府県という政治社会を作ったこと、また 17 年の連合戸長役場設置が、負債農民騒擾やさまざまな個別的要求にさらされる戸長を個別町村から切り離してより大きな単位に置くことで、政治社会を市民社会から分離したとする。そして、これによって地元町村の反対を押し切って「公益」のための道路建設が府県会や連合町村会で合意され、「地方利益」が登場すると論じる。

後半部で市民社会の経済的基盤とされる「市場」の概念が説明不足であるといった問題はあるが、特定の地域に即した研究の実証性と、近世近代移行期の様々な分野の研究を関連づける枠組みを提示した論理的な構想力は高い水準にあり、学界への貢献は大きい。よって、本委員会は当該論文が博士（文学）の学位を与えるにふさわしいものと判断する。